

別表 1（第 2 条第 6 号及び第 7 号関係）

区 分	分 類	サービス種別
介護サービス事業所等	入所系※ 1	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス、（介護予防）短期入所生活介護（空床型を除く。）、（介護予防）短期入所療養介護（空床型を除く。）
	通所系※ 2	通所介護（通所型サービス（総合事業）を含む。）、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
	訪問系※ 3	訪問介護（訪問型サービス（総合事業）を含む。）、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、居宅介護支援（介護予防支援を含む。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護
障害者施設等	入所系※ 4	障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生活援助、療養介護、短期入所（空床型を除く。）、宿泊型自立訓練
	通所系※ 5	生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービス
	訪問系※ 6	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援

別表 2（第 3 条関係）

交付対象事業			交付対象者		基 準 額
事業名	区分	内 容	区 分	要 件	
京都府医療光熱費 機関等物価支援事業 高騰対策事業 業交付金		光熱費の高騰による 府民の生活に必要な 施設等の維持管理費 の増額に対応するた め、各施設の利用者 数の規模等に応じて 交付金を交付する。	1 病院又は診療所 （医科・歯科）	令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日までの期間において、継続して京都府内に所在し、保険医療機関として指定を受けている病院又は診療所を運営する者 ただし、地方公共団体の一般会計で直接運営する施設を除く。	病院・有床診療所（3 床以上） 1 病床 30,000 円 有床診療所（1～2 床） 1 施設 60,000 円 無床診療所 1 施設 60,000 円 ※歯科のうち障害者を診察した場合は、以下の加算を行う （1）障害者手帳を所持している患者を診察した場合 1 施設 10,000 円 （2）重度な障害者を診察して特別対応加算を請求した場合 1 施設 20,000 円

		2 助産所	令和7年12月1日から令和8年1月31日までの期間において、継続して京都府内で開設している助産所を運営する者	1施設 60,000円
		3 施術所	令和7年12月1日から令和8年1月31日までの期間において、継続して京都府内で開設し、保険診療を行う施術所を運営する者	
		4 歯科技工所	令和7年12月1日から令和8年1月31日までの期間において、継続して京都府内で開設し、歯科技工士法第21条第1項の規定による届出をした歯科技工所を運営する者	1施設 20,000円
		5 介護サービス事業所等	令和7年12月1日から令和8年1月31日までの期間において、継続して京都府内（京都市内を除く。）に所在し、サービスを提供し、介護報酬の請求を行う介護サービス事業所等（軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び生活支援ハウスにあっては、令和7年12月1日から令和8年1月31日までの期間において、継続して京都府内（京都市内を除く。）に所在し、サービスの提供を行う介護サービス事業所等）を運営する者 ただし、地方公共団体の一般会計で直接運営する施設を除く。	入所系※1 定員1人当たり 12,000円 通所系※2 定員1人当たり 4,000円 訪問系※3 1事業所 42,000円
		6 障害者施設等	令和7年12月1日から令和8年1月31日までの期間において、継続して京都府内（京都市内を除く。）に所在し、サービスを提供し、障害福祉サービス等報酬の請求を行う障害者施設等を運営する者 ただし、地方公共団体の一般会計で直接運営する施設を除く。	入所系※4 定員1人当たり 12,000円 通所系※5 定員1人当たり 6,000円 訪問系※6 1施設 42,000円
		7 児童養護施設等 又は里親等	令和7年12月1日から令和8年1月31日までの期間において、京都府内に所在する児童養護施設等を運営する者又は里親等 ただし、上記期間内において被措置児童のいない施設等、地方自治体の一般会計で直接運営する施設及び京都市所管の施設等を除く。	定員1人当たり 8,000円
		8 保育所等	令和7年12月1日から令和8年1月31日までの期間において、継続して京都府内に所在する私立の保育所等を運営する者	定員100人以下 1施設 40,000円 定員101人以上300人以下 1施設 120,000円 定員301人以上 1施設 400,000円
		9 薬局	令和7年12月1日から令和8年1月31日までの期間において、継続して京都府内に所在し、保険薬局として指定を受けている薬局を運営する者	1店舗 20,000円
	食材 費支	施設等の利用者へ 提供する食事	1 病院又は診療所 令和7年12月1日から令和8年1月31日までの期間において、継続して京都府内に所在し、保険医療機関として指定を受けている病院又は診療所を運営する者	1病床 18,000円

	援事業	の材料費の高騰に対応するため、各施設の利用者数の規模等に応じて交付金を交付する。		ただし、地方公共団体の一般会計で直接運営する施設を除く。	
			2 介護サービス事業所等	令和7年12月1日から令和8年1月31日までの期間において、継続して京都府内に所在し、サービス提供の一環で食事を提供し、介護報酬の請求を行う介護サービス事業所等（軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び生活支援ハウスにあっては、令和7年12月1日から令和8年1月31日までの期間において、継続して京都府内に所在し、サービス提供の一環で食事の提供を行う介護サービス事業所等）を運営する者	入所系※1（（介護予防）認知症対応型共同生活介護及び生活支援ハウスにあっては、京都市内を除く。） 定員1人当たり 18,000 円 通所系※2（京都市内を除く。） 定員1人当たり 6,000 円（ただし、地方公共団体の一般会計で直接運営する事業所は、定員1人当たり 3,000 円とする。）
			3 障害者施設等	令和7年12月1日から令和8年1月31日までの期間において、継続して京都府内（京都市内を除く。）に所在し、サービス提供の一環で食事を提供し、障害福祉サービス等報酬の請求を行う障害者支援施設等（訪問系、児童発達支援センター以外の児童発達支援、放課後等デイサービスを除く。）を運営する者 ただし、地方公共団体の一般会計で直接運営する施設を除く。	入所系 定員1人当たり 18,000 円 通所系 定員1人当たり 6,000 円
			4 保育所等	令和7年12月1日から令和8年1月31日までの期間において、継続して京都府内に所在する私立の保育所等を運営する者	定員1人当たり 1,380 円
	医療材料費支援事業	施設等で利用する医療材料費の高騰に対応するため、各施設の利用者数の規模等に応じて交付金を交付する。	1 診療所（医科・歯科）	令和7年12月1日から令和8年1月31日までの期間において、継続して京都府内に所在し、保険医療機関として指定を受けている診療所を運営する者	有床診療所（14床以上） 1 病床 13,000 円 有床診療所（1～13床） 1 施設 170,000 円 無床診療所 1 施設 170,000 円
			2 助産所	令和7年12月1日から令和8年1月31日までの期間において、継続して京都府内で開設している助産所を運営する者	1 施設 170,000 円
			3 施術所	令和7年12月1日から令和8年1月31日までの期間において、継続して京都府内で開設し、保険診療を行う施術所を運営する者	
			4 歯科技工所	令和7年12月1日から令和8年1月31日までの期間において、継続して京都府内で開設し、歯科技工士法第21条第1項の規定による届出をした歯科技工所を運営する者	1 施設 85,000 円

			5 薬局	令和7年12月1日から令和8年1月31日までの期間において、継続して京都府内に所在し、保険薬局として指定を受けている薬局を運営する者	所属する同一グループ内の保険薬局の数に応じて支給 1～5店舗: 1店舗当たり 85 千円 6～19 店舗: 1店舗当たり 75 千円 20 店舗～: 1店舗当たり 50 千円
	燃料費支援事業	燃料費の高騰による府民の生活に必要な施設等の維持管理費の増額に対応するため、各施設のサービスを提供する車両数に応じて交付金を交付する。	1 障害者施設	令和7年12月1日から令和8年1月31日までの期間において、継続して京都府内（京都市内を除く。）に所在し、サービスを提供し、障害福祉サービス等報酬の請求を行う障害者施設等を運営する者 ただし、地方公共団体の一般会計で直接運営する施設を除く。	自動車1台当たり 18,000 円 自動二輪車及び原動機付自転車1台当たり 3,000 円
			2 保育所等	令和7年12月1日から令和8年1月31日までの期間において、継続して京都府内に所在する私立の保育所等を運営する者	自動車1台当たり 18,000 円
			3 児童養護施設等又は里親等	令和7年12月1日から令和8年1月31日までの期間において、京都府内に所在する児童養護施設等を運営する者又は里親等 ただし、上記期間内において被措置児童のいない施設等、地方自治体の一般会計で直接運営する施設及び京都市所管の施設等を除く。	自動車1台当たり 18,000 円 自動二輪車及び原動機付自転車1台当たり 3,000 円
きょうとこどもの城等特別支援事業費交付金（児童養護施設等分）	食材費支援事業	施設等の利用者へ提供する食事の材料費の高騰に対応するため、各施設の利用者数に応じて交付金を交付する。	児童養護施設等又は里親等	令和7年12月1日から令和8年1月31日までの期間において、京都府内に所在する児童養護施設等を運営する者又は里親等 ただし、上記期間内において被措置児童のいない施設等、地方自治体の一般会計で直接運営する施設及び京都市所管の施設等を除く。	定員1人当たり 18,000 円

備考 光熱費支援事業1、5、6及び7並びに食材費支援事業1及び3について、国、地方公共団体その他の公的機関が運営する施設へ交付する場合は、基準額に1/2を乗じて得た額を基準額とする。

燃料費支援事業について、事業所所有以外の車両は、サービス提供の用に供し、かつ、車両の使用状況を反映した対価を事業者が負担している場合に交付対象とする。また、国、地方公共団体その他の公的機関が運営する施設へ交付する場合は、基準額に1/2を乗じて得た額を基準額とする。

きょうとこどもの城等特別支援事業費交付金について、国、地方公共団体その他の公的機関が運営する施設へ交付する場合は、基準額に1/2を乗じて得た額を基準額とする。